

第 2 号（平成 2 7 年 9 月 2 8 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

平成27年9月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

平成27年9月28日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成27年9月28日午前 9時57分 議長 木村武壽

閉会 平成27年9月28日午前10時45分 議長 木村武壽

応招議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

2番	西島	寛道	7番	丸山	久志
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	奥山 英高	議会書記	菱本 嘉昭
議会書記	中谷 誠	議会書記	西島 豊広

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	中谷 浩三
----	-------	-----	-------

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼保健医療課長事務取扱	小川 淳一	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一
理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸	理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博
教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務	中島 一也	企 画 財 政 課 長	花木 秀章
税 務 課 長	乾 浩朗	会計管理者兼会計課長事務取扱	光田 恵理
住 民 福 祉 課 長	中坊 玲子	高 齢 福 祉 課 長	寺井 佳孝
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美	産 業 環 境 課 長	野田 昌司
上 下 水 道 課 参 事	森田 肇	いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木村 坂次
社会教育課長・ 図書館長兼務	高江 裕之	学校給食センター所長	藤崎 裕司

#### 議事日程

別紙のとおり

#### 会議に付した事件

別紙のとおり

#### 会議の経過

別紙のとおり

# 平成27年9月井手町議会定例会

## 議 事 日 程〔第2号〕

平成27年9月28日（月）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 平成26年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書並びに財政健全化審査意見書等について
- 第3 議案第47号 平成26年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件
- 第4 議案第48号 平成26年度井手町水道事業会計決算認定の件
- 第5 議案第49号 平成26年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第6 平成26年度城南土地開発公社決算に関する報告書について
- 第7 発議第6号 「安全保障関連法」（戦争法）の廃止を求める意見書
- 第8 議員派遣の件
- 第9 閉会中の継続調査の申し出について

## 議事の経過

議長（木村武壽） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

谷田 操議員より、発議第6号、「安全保障関連法」（戦争法）の廃止を求める意見書が提出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しておりますので、平成27年9月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、西島寛道議員、7番、丸山久志議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いいたします。

次に、日程第2、平成26年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書並びに財政健全化審査意見書等についてであります。

監査委員から、平成26年度井手町各会計決算及び各基金の運用状況の審査意見について、平成26年度井手町水道事業会計の審査意見について、平成26年度財政健全化審査意見書、平成26年度多賀地区簡易水道事業特別会計経営健全化審査意見書、平成26年度公共下水道事業特別会計経営健全化審査意見書、平成26年度水道事業会計経営健全化審査意見書が提出されております。

小川代表監査委員、審査意見書の内容説明並びに補足されることがありましたら、発言を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 小川代表監査委員。

監査委員（小川 均） 皆さん、おはようございます。先ほど議長様から仰せつかりました小川でございます。井手町の監査委員をさせていただいているわけでございます。2年目になりました。いろいろな内容を監査させていただきました結果でございます。

それでは、議員さんには先に報告をさせていただいております、26年度に基づきます決算の審査意見書につきまして、補足説明をさせていただきた

いと思います。

8月27日から9月8日、長い期間でございましたけれども、延べ3日間でございます。ここに出席していただいております古川議員さん、監査委員さんでございます、2人で監査をさせていただきました。決算監査を実施させていただいたわけでございます。審査に当たりますとは、町長様から提出されました決算書類について、計算に過誤がないか、実際の収支が収支命令に符合しているか、収支が違法でないかを検証するため、会計簿、証書類等の照合、事務の聴取、その他の審査を実施しました。また、財政運営が経済的、効率的かつ合理的になされているか、行政水準の向上が図れているかを主眼として考察いたしました。

結果、関係諸帳票の決算計数はいずれも符合しており、誤りのないことを確認いたしました。また、公有財産、物品及び基金については、個々抽出により調書の計数と財産台帳、歳入出簿、備品台帳等を照合した結果、計数はいずれも正確であると認められました。平成26年度は井手町の第4次総合計画で示す六つの基本目標に沿い、目標達成に向け、着実に取り組んでいるところであります。

歳入につきましては、本町は自主財源が乏しく、依然として依存財源が多く占める状況ですが、交付税や補助金を有効に活用し、各事業を着実に遂行されており、高く評価するところであります。他方、歳出につきましても、安心・安全のための町営住宅の耐震化や町道の整備、高齢者が安心して暮らせるよう、福祉施設の改修、また防災拠点の役割を果たす新庁舎建設のため、計画的に基金を積み立てられているところに、これら基金を有効に運用されて健全な行政運営に努められているなど、評価すべき点が随所で見受けられるところであります。

最後に、特別会計及び水道会計につきましても、経費節減の努力の跡が見受けられ、国民健康保険会計以外は黒字であったことを確認いたしました。

しかしながら、水道事業会計及び多賀地区簡易水道特別会計につきましても、財政状況などを勘案しますと、財政の健全化に向けて必要な措置を講じていくべきものであると思われまます。

今後につきましても、第4次総合計画に掲げられた基本理念を実現するため、歳入歳出両面において、中長期的な視点に立ち、実効性のある事務事業の進行管理に基づいた行財政運営により健全財政を維持しつつ、住民サービ

スのさらなる向上に取り組まれることを期待いたしております。

以上、監査委員としての補足説明とさせていただきます。

以上でございます。

議長（木村武壽） 小川代表監査委員、どうもご苦労さまでございました。

これをもって監査委員の報告を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 07 分

再開 午前 10 時 07 分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第 3、議案第 47 号、平成 26 年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、日程第 5、議案第 49 号、平成 26 年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの 3 件を一括議題とします。

議案第 47 号、提出者より提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘）

（議案第 47 号を朗読説明）

議長（木村武壽） 次に、議案第 48 号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 松山上下水道課長。

理事（松山正伸）

（議案第 48 号を朗読説明）

議長（木村武壽） 次に、議案第 49 号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

（議案第 49 号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本3件については、監査委員の古川昭義議員を除く9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号、平成26年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、議案第49号、平成26年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの3件については、古川昭義議員を除く9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、井手町議会委員会条例第6条第4項の規定により、谷田利一議員、西島寛道議員、岡田久雄議員、岩田剛議員、村田忠文議員、丸山久志議員、中坊陽議員、谷田操議員、木村武壽議員、以上9人を指名したいと思ひます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました9人の議員を決算特別委員に選任することに決定しました。

ただいま決算特別委員会の委員も決まりましたので、ここで休憩いたしたいと思ひます。休憩中、特別委員会を開いていただきまして、正副委員長の互選をお願いします。なお、その結果を報告願ひます。

それでは暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時27分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま、休憩中に開会されました決算特別委員会より、正副委員長の互選結果の報告がございましたので、ご報告します。

決算特別委員会の委員長には西島寛道議員、副委員長には岡田久雄議員と決定いたしました。

次に、日程第6、平成26年度城南土地開発公社決算に関する報告書につ



いてであります。なお、本件につきましては、既に城南土地開発公社理事会で承認済みのものであり、井手町もこの公社に加入いたしております関係上、議員の皆さん方にも承知願っておきたいと考え、報告事項として日程に組み入れましたので、説明を受けるにとどめたいと思います。

提出者より説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章)

(日程第6を朗読説明)

議長(木村武壽) 以上で日程第6を終わります。

次に、日程第7、発議第6号、「安全保障関連法」(戦争法)の廃止を求める意見書を議題とします。

発議第6号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 9番、谷田 操です。

それでは、「安全保障関連法」(戦争法)の廃止を求める意見書を提案させていただきます。

安全保障関連法が9月19日未明に強行されました。衆議院での強行採決に続き、参議院でも、直前に行われた公聴会の報告も行われぬまま、質疑の内容も聞き取れないような混乱の中で採決を行ったもので、民主主義に基づく正式な成立とは認められません。

安全保障関連法は、集団的自衛権を時の内閣の判断によって行使できるようにし、世界中どこでも自衛隊が米軍への武力支援を行えるなど、憲法9条が禁止する「海外での武力行使」を認める「戦争法」そのものであります。これには、ほとんどの憲法学者、元内閣法制局長官、元最高裁判所長官、日本弁護士連合会もはっきり違憲と断じております。

各種の世論調査におきましても、「今の国会での成立に反対」という方が61%、JNNの9月5日、6日の世論調査、「国会での議論が尽くされていない」、朝日新聞の9月15日の調査など、圧倒的多数の国民が政府の説明には納得しておりません。ホルムズ海峡での機雷掃海や米艦船での邦人輸送など、政府の説明事例も二転三転して総崩れとなるなど、立法事実も失われており

ます。連日連夜、国会前で、また全国で多数の幅広い国民が反対の声を上げ続けたのも当然であります。安倍首相や自衛隊幹部が、国会に法案を提出する以前に米国や米軍に対して早期成立を約束したことなどを優先し、安倍首相みずから「国民の理解を十分に得ているとは思っていない」と言いながらも、自民党・公明党の与党が国民の民意を無視して違憲の法案を強行したことは、民主主義・立憲主義に基づく我が国の戦後政治に大きな汚点を残すものであると言えます。

よって、政府に対し、安全保障関連法は廃止し、2014年7月の集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回するよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしたいと思しますので、議員諸氏のご賛同をお願い申し上げます。

以上です。

議長（木村武壽）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽）　丸山久志議員。

7番（丸山久志）　本文の下から5行目なんですけども、「自民党・公明党の与党が国民の民意を無視して違憲の法案を強行した」とございますが、次世代の党ほか野党3党も賛成されたと思いますが、この文章では誤りではありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽）　谷田　操議員。

9番（谷田　操）　確かに参議院の場では自民・公明以外の党も賛同されたわけですが、その議案を参議院の場で採決するというようなことを決めた、主導したのは与党2党であり、法案を強行したという点で主な与党の名前を挙げているわけですが、もちろんそうです。野党だからといって全てこの法案に反対をされたわけではないということはもちろん事実でありますし、広く報道されておりますので、議員諸氏もご存じのとおりだと思っております。

議長（木村武壽）　ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 丸山久志議員。

7番（丸山久志） 今そのことをお認めになったわけですが、それでは、この文章ではおかしいんじゃないですかという意見です。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 間違いということではないと思っています。それは、やはり主導した与党を代表して挙げているだけで、もちろん世間に広く知られていることですので、皆さん、その分も勘案しながらご判断いただけたらと思います。間違いということとは思っておりません。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岡田久雄議員。

3番（岡田久雄） 反対討論をさせていただきます。

本日は平和を守る党、公明党の岡田久雄として、ただいま議題となっております安全保障関連法の廃止を求める意見書について、反対の立場で討論いたします。

戦後70年を迎え、8月15日の終戦記念日を前に、テレビ放送などマスコミ等で過去の戦争のさまざまな報道がされ、広島・長崎への原爆投下など、戦争というものがいかに残酷であり、いかに悲惨なものか、改めて多くの国民は認識できたと思います。

そんな中、平和安全保障関連法案の議論が参議院で審議され、9月19日未明、参議院本会議で平和安全保障関連法案の採決が行われ、自民、公明、次世代、日本を元気にする会、新党改革などの多数で可決成立しました。安倍総理は記者団に対し、「誠実に、また粘り強く丁寧に説明を行っていく」とコメントしています。9月25日で通常国会が事実上閉幕しました。実に245日間という過去最長の国会でした。

野党はこの平和安全法制に対し、「日本が戦争できる国へと突き進んでいる。今回の平和安全法制は戦争法だ」と明言し、マスコミもそれに同調し、国民

を扇動しているように思われます。京都大学の大石 眞教授（憲法学者）も読売新聞で、「野党は平和安全法制の印象ばかりを批判している。『戦争法』というネーミングはまさにデマゴグで、国民の代表である国会議員が使うべき言葉ではない」と厳しく批判をされています。今の平和な日本で一体誰が戦争を望んでいるのでしょうか。そんな人は誰もいません。いるわけがないのです。

今回の、与党が提出し成立した平和安全法制は、最近の東アジア情勢、北朝鮮の核開発、また100発とも言われる日本に対するミサイルの脅威や、中国の東アジア戦略、南沙諸島の岩礁を埋め立て、飛行場や艦船の停泊までできる施設を建設した事実、日本と中国の境界領域における天然資源の共同開発を勝手に独自に進めた事実など、強力な経済力と、9月3日の抗日戦争勝利70周年記念軍事パレードに見るように、圧倒的な軍事力に任せ、日本に対し威嚇しているのが現実であります。

9月19日の日本経済新聞の社説に次のような興味深い記述がありました。「抑止力は失って初めて、その存在に気付くものだ。米軍がフィリピンから撤退した途端、中国が南シナ海の島々を実行支配し始めた。こうした事例から日米の絆の重要性を類推するしかない」。それに対抗するには、日本独自では到底対抗することができません。日米安全保障条約のより一層の強化により抑圧力を高め、相手から戦争をさせないよう、戦争をしかけられないような国づくりがこの法案の目的であります。そのためには、今までの安全保障を憲法の解釈、9条の解釈のぎりぎりの範囲内で与党で協議し、法案提出をしたものであります。

我が国にとって一番重要な安全保障の問題について、国会議員が党を超え、お互いの案を出し合い協議していかなければならないのに、野党は初めから自分の党のことばかりを優先し、協議に乗ることなしに廃案ありきで挑む姿勢は、いかにも情けない限りでありました。

公明党は、どちらかという右寄りな安倍首相の手綱を引き、ある評論家が述べたように「与党の中で野党の働きをしている」と。公明党は平和の旗をおろしたのではなく、平和を掲げる政党として、日本の平和を守る党として責任を守るため、この平和安全法制の成立を自民党とともに、また他の野党3党とともに修正を加え、可決成立したものであります。

よって、可決成立したこの平和安全法制を廃止する意見書については反対

するものであります。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで討論を終わります。

これから、発議第6号、「安全保障関連法」（戦争法）の廃止を求める意見書を採決します。

発議第6号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手少数です。したがって、発議第6号は否決されました。

次に、日程第8、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することとしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

次に、日程第9、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、平成27年9月井手町議会定例会を

閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前 10 時 45 分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 木 村 武 壽

署名議員 西 島 寛 道

署名議員 丸 山 久 志